

第 2 回産婦健康診査に係る都内共通受診方式の導入に向けた検討会

日 時：令和 7 年 6 月 1 1 日（水曜日）午後 6 時から午後 7 時 3 0 分まで

場 所：都庁第一本庁舎 2 5 階 一般会議室 1 0 8

※対面及びオンラインによる開催

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 産婦健康診査に係る都内共通受診方式導入に向けた検討の進め方
- 4 都内共通受診方式導入に当たっての整理事項
- 5 その他
- 6 閉会

(配布資料)

- 資料 1 産婦健康診査に係る都内共通受診方式の導入に向けた検討会設置要領
- 資料 2 産婦健康診査に係る都内共通受診方式の導入に向けた検討会委員名簿
- 資料 3－1 産婦健康診査事業について
- 資料 3－2 産婦健康診査に係る都内共通受診方式導入に向けた検討の進め方
- 資料 4－1 都内共通受診方式導入に当たっての整理事項【産婦健康診査】
- 資料 4－2 産婦健康診査受診票様式（案）
- 資料 4－3 東京都における産婦健康診査の実施フロー
- 資料 5 妊産婦メンタルヘルス対策事業について

(参考資料)

- 参考資料 1 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱及び交付要綱（産婦健康診査部分抜粋）
- 参考資料 2 とうきょうママパパ応援事業実施要綱及び交付要綱（産婦健康診査部分抜粋）
- 参考資料 3 産婦健康診査及び 1 か月児健康診査に係る実施状況調査（概要）

産婦健康診査に係る都内共通受診方式の導入に向けた検討会設置要領

令和7年1月20日付6福祉子家第2478号

第1 目的

都内で産婦健康診査を受ける全ての産婦が、都内区市町村の区域を越えて健康診査を受けられる体制の整備に向けて、各機関の役割や課題等について検討するため、産婦健康診査に係る都内共通受診方式の導入に向けた検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

第2 設置期間

令和7年2月1日から令和8年3月31日までとする。

第3 検討事項

検討会の検討事項は、以下のとおりとする。

- 1 産婦健康診査の実施に係る現状と課題
- 2 各機関の役割及び連携体制
- 3 その他検討会が必要と定める事項

第4 構成

検討会は、福祉局長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

また、委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 関係団体の代表 5名以内
- (2) 関係行政機関の職員 5名以内

第5 任期

委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6 運営事項

検討会の運営に関する事項は検討会で協議の上、決定する。

第7 開催

検討会は、必要の都度福祉局長が招集し、開催する。

第8 事務

検討会の事務は、福祉局子供・子育て支援部家庭支援課において行う。

第9 関係者からの意見聴取等

検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴取できるほか、検討会への出席を求めることができる。

第 1 0 検討会の公開

検討会及び検討会の議事録・会議資料は公開する。

第 1 1 その他

その他必要な事項は検討会で協議の上、決定する。

産婦健康診査に係る都内共通受診方式の導入に向けた検討会
委員名簿

(区分ごと五十音順、敬称略)

区分		氏名	職名
委員	関係団体	エビサワ サチエ 海老澤 佐知江	一般社団法人東京精神神経科診療所協会事務局長
		オチアイ カズヒコ 落合 和彦	公益社団法人東京都医師会理事
		ヒョウドウ ヒロノブ 兵藤 博信	一般社団法人東京産婦人科医会理事
	関係行政 機関	シマザキ ユウスケ 島崎 友介	瑞穂町福祉部子ども家庭センター課長
		ホシノ ヒサコ 星野 尚子	八王子市健康医療部大横保健福祉センター担当課長兼 子ども家庭部こども家庭センター大横担当課長
		ヤナギイケ ミチコ 柳 池 三智子	葛飾区健康部青戸保健センター所長

【事務局】

氏名	職名
セガワ ヒロユキ 瀬川 裕之	東京都福祉局子供・子育て施策推進担当部長
スナガ ミチホ 砂賀 満帆	東京都福祉局子供・子育て支援部事業連携担当課長
カワシマ ナオキ 川嶋 直樹	東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課課長代理（母子保健担当）
フジワラ チアキ 藤原 千秋	東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課課長代理（母子保健調整担当）
アサヌマ ユリミ 浅沼 百合美	東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課母子保健担当

産婦健康診査事業について

資料3-1

事業の目的

- 産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的とする。

事業の概要

◆ 対象者

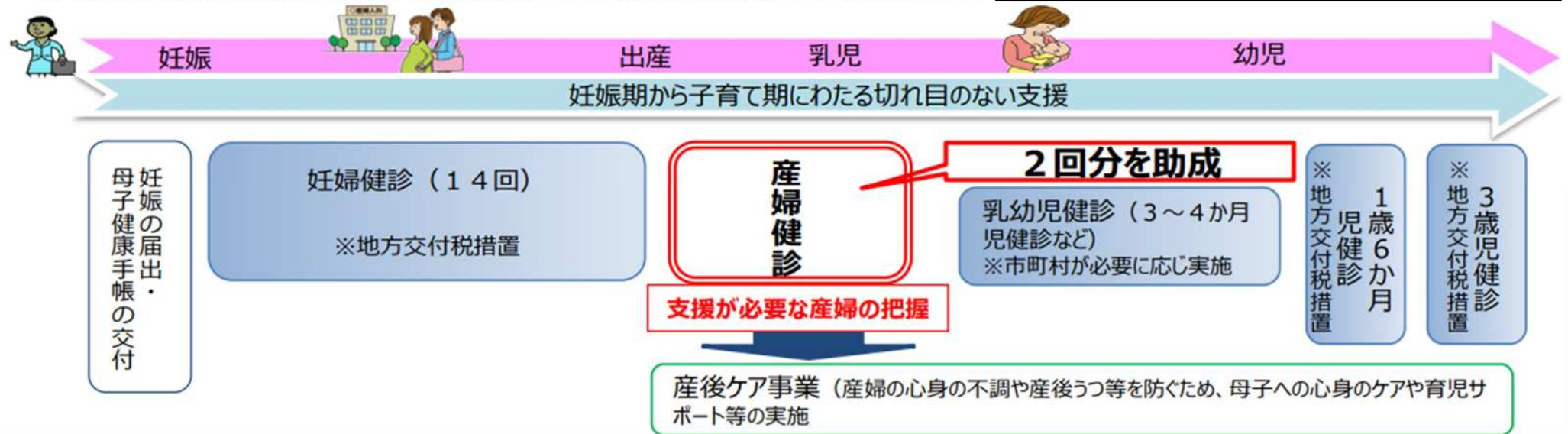
産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦

◆ 内 容

地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。

◆ 都内では居住自治体以外での出産が約半数

産婦や新生児が自治体の区域を越えて健診を受診できるよう、広域的な都内共通受診方式の導入が効果的



産婦健康診査事業（国）

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助単価 : 1件あたり5,000円
- ◆ 補助率 : 国1/2 区市町村1/2
- ◆ 全国で1,296自治体の実施(R5年度)

都
継ぎ足し
補助

産婦健康診査事業（都）

■ 補助単価・補助率

- ① 産後ケア事業実施自治体(国庫補助対象) 2,500円×2回(上限)・補助率1/2
- ② 産後ケア事業未実施自治体(国庫補助対象外) 5,000円×2回(上限)・補助率1/2

■ 令和6年度実績

6自治体(葛飾区、八王子市、奥多摩町、大島町、三宅村、八丈町)

産婦健康診査に係る都内共通受診方式導入に向けた検討の進め方

資料3-2

産婦健康診査に係る都内共通受診方式の公費負担制度導入に向けて、妊婦健康診査の方式を参考に検討を進めていく

検討スケジュール

※第3回以降は予定

回数	時期	議事
第1回	令和7年3月24日	・ 都内共通受診方式導入に向けた検討の進め方 ・ 都内における産婦健康診査の実施状況 ・ 都内共通受診方式導入に当たっての課題と方向性
第2回	令和7年6月11日	・ 都内共通受診方式導入に当たっての課題と方向性 (健康診査の内容、公費負担額、受診券様式、事務の流れ等)
第3回	令和7年9月	・ 都内共通受診方式導入に当たっての課題と方向性 (健康診査の内容、公費負担額、受診券様式、事務の流れ等) ・ 事務の手引き(案)及び標準要綱(案)の検討
	令和7年11月~12月	五者協議(公費負担額、標準要綱案等)
第4回	令和8年2月	・ 事務の手引き及び標準要綱(最終案)について ・ 医療機関向け及び都民向け周知について



検討結果を踏まえて、令和8年度(10月以降)の都内共通受診方式の公費負担制度の導入を目指す

※1か月児健康診査についても、同様に検討を進め、都内共通受診方式の公費負担制度の導入を目指す

項目	方向性（案）
対象施設	妊婦健康診査と同様に以下を委託契約の対象とする ・原則として、診療科目に産婦人科を標榜しており、産婦健康診査を実施する医療機関 ・公益社団法人東京都助産師会に所属しており、都内で分娩を取り扱う助産所
健康診査の内容	国が要綱で示す内容・先行実施自治体の事例を基に設定（参考資料1－1） ※2回（2週間・1か月頃）とも同内容で実施 ⇒受診票（資料4－2）のとおり実施
公費負担額・回数	国の補助単価（1回あたり5,000円・2回まで）を基準とする
対象者	出産後間もない時期の妊婦とする
受診票配布時期	妊娠届出時（母と子の保健バッグに同封）を想定
産婦健康診査実施医療機関と区市町村の連携	・区市町村のフォローを急ぐ場合は、医療機関から区市町村に電話またはFAX連絡 ※区市町村のフォローを急ぐ場合の例 ・【アンケート1】合計点9点以上又は質問10が1点以上 ・【アンケート2】合計点3点以上
契約・請求事務の流れ	妊婦健康診査と同様とする（資料4－3） ※東京都医師会に加盟する医療機関と加盟しない医療機関でフローは異なる 受診票は、3枚複写 1枚目：医療機関控、2枚目：産婦本人控、3枚目：請求原票（国保連・区市町村宛）

◎この受診票は都内在住の方が、都内委託医療機関等で利用できます。産後2週間頃に1回、産後1か月頃に1回を目安にご利用ください。

住所コード								(医療機関控用)	
住所									
フリガナ							電話		
保護者氏名									
生年月日	昭和・平成	年	月	日	出生日	令和	年	月	日 (初産・経産)
記入日	令和	年	月	日 (産後	日目)				
【アンケート1】過去7日間にあなたが感じたことに最も近い答えに○をつけてください。									
1 笑うことができたし、物事のおかしい面もわかった。			2 物事を楽しみにして待った。			3 物事が悪くいった時、自分を不必要に責めた。			
() いつもと同様にできた。 () あまりできなかった。 () 明らかにできなかった。 () まったくできなかった。			() いつもと同様にできた。 () あまりできなかった。 () 明らかにできなかった。 () ほとんどできなかった。			() はい、たいていそうだった。 () はい、時々そうだった。 () いいえ、あまり度々ではない。 () いいえ、そうではなかった。			
4 はっきりした理由もないのに不安になったり、心配した。			5 はっきりした理由もないのに恐怖に襲われた。			6 することがたくさんあって大変だった。			
() いいえ、そうではなかった。 () ほとんどそうではなかった。 () はい、時々あった。 () はい、しょっちゅうあった。			() はい、しょっちゅうあった。 () はい、時々あった。 () いいえ、めったになかった。 () いいえ、まったくなかった。			() はい、たいてい対処できなかった。 () はい、いつものようにはうまく対処しなかった。 () いいえ、たいていうまく対処した。 () いいえ、普段通りに対処した。			
7 不幸せなので、眠りにくかった。			8 悲しくなったり、惨めになった。			9 不幸せなので、泣けてきた。			
() はい、ほとんどいつもそうだった。 () はい、ときどきそうだった。 () いいえ、あまり度々ではなかった。 () いいえ、まったくなかった。			() はい、たいていそうだった。 () はい、かなりしばしばそうだった。 () いいえ、あまり度々ではなかった。 () いいえ、まったくそうではなかった。			() はい、たいていそうだった。 () はい、かなりしばしばそうだった。 () ほんの時々あった。 () いいえ、まったくそうではなかった。			
10 自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた。			() はい、かなりしばしばそうだった。 () めったになかった。			() 時々そうだった。 () まったくなかった。			
【アンケート2】あなたの赤ちゃんについてどのように感じていますか？ 下にあげているそれぞれについて、いまのあなたの気持ちにいちばん近いと感じられる表現に○をつけてください。									
	ほとんどいつも強くそう感じる	たまに強くそう感じる	たまに少しそう感じる	全然そう感じない					
(1) 赤ちゃんをいとおしいと感じる。	()	()	()	()					
(2) 赤ちゃんのためにしないといけないことがあるのに、おろおろしてどうしていいかわからない時がある。	()	()	()	()					
(3) 赤ちゃんのことが腹立たしくいやになる。	()	()	()	()					
(4) 赤ちゃんに対して何も特別な気持ちがわかない。	()	()	()	()					
(5) 赤ちゃんに対して怒りがこみあげる。	()	()	()	()					
(6) 赤ちゃんの世話を楽しみながらしている。	()	()	()	()					
(7) こんな子でなかったらなあと思う。	()	()	()	()					
(8) 赤ちゃんを守ってあげたいと感じる。	()	()	()	()					
(9) この子がいなかったらなあと思う。	()	()	()	()					
(10) 赤ちゃんをととても身近に感じる。	()	()	()	()					

都内委託医療機関等 様

○ここから下の欄は、診察した医師等が記入してください。 ※区市町村のフォローを急ぐ場合は、直接区市町村担当課へご連絡ください。

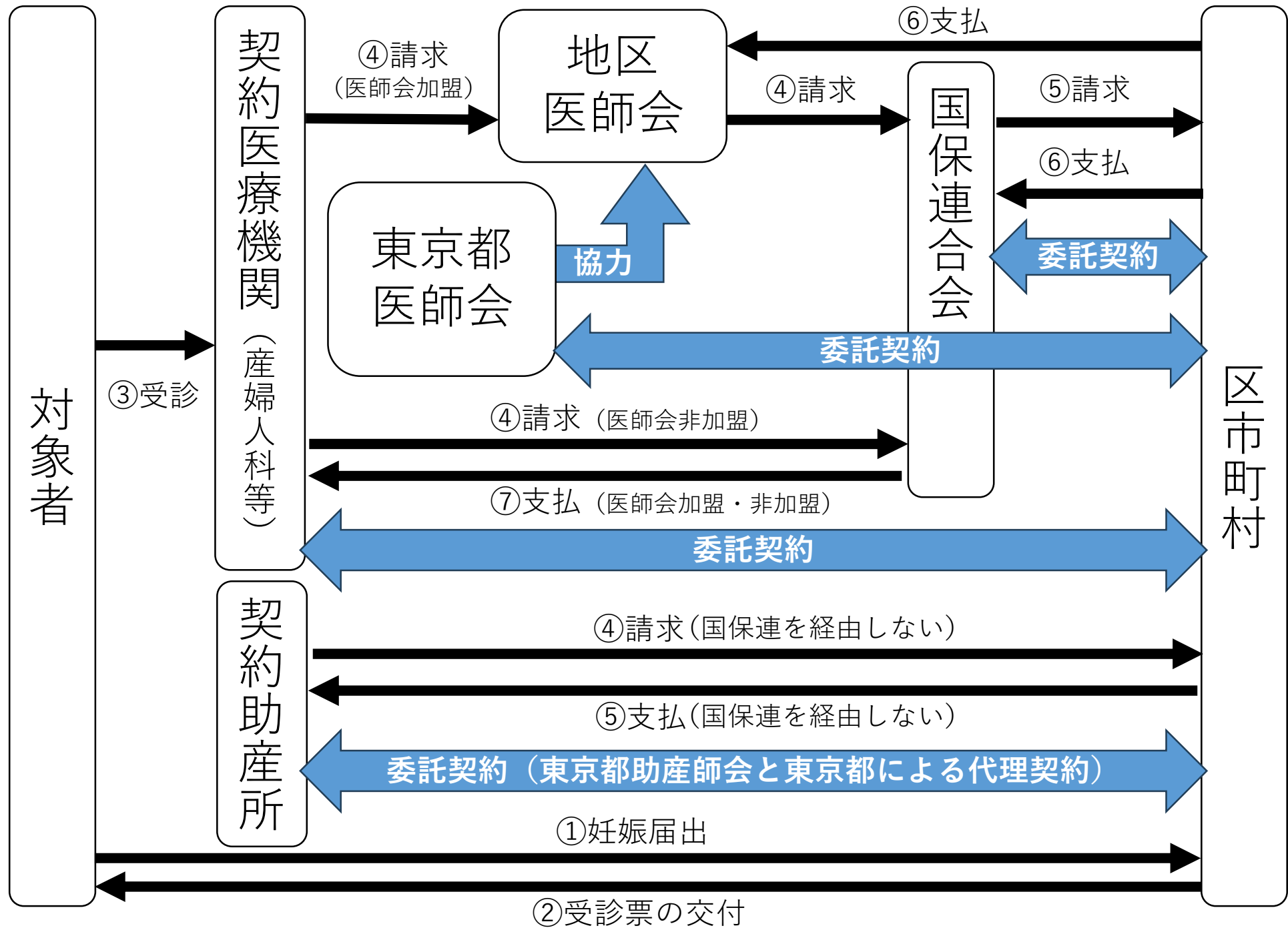
受診年月日	令和 年 月 日（産後 日目）						
体重	kg	血圧	/ mmHg	尿蛋白	- + #	尿糖	- + #
子宮復古	良 ・ 否	悪露	正 ・ 否	乳房の状態（分泌）	過多 ・ 普通 ・ 不良	授乳状況	母乳 ・ 混合 ・ 人工乳
精神疾患の既往歴	なし・あり（ ）			服薬歴	なし・あり（ ）		
生活環境に関する心配事	なし・あり（ ）			育児に関する心配事	なし・あり（ ）		
アンケート 1	総計 点	問10 点	アンケート 2	総計 点			
その他							
総合判定	1 健康 2 経過観察（身体 ・ メンタルヘルス）			今後の指導と区市町村への連絡事項	1 当院で継続 2 他機関紹介（ ） 3 区市町村で支援（ ） 4 他機関管理中（ ） 5 その他（ ）		

産婦健康診査の結果は上記のとおりです。

令和 年 月 日

所在地
医療機関等
医師等

医療機関コード



妊産婦メンタルヘルス対策事業について

資料5

背景

精神障害を抱える妊産婦の支援に当たっては、産科医療機関と精神科医療機関の連携が必要

■妊産婦メンタルヘルスに関するアンケート調査（東京都医師会／令和5年3月）

- 産科医療機関（診療所）において、精神科医との連携に困難を感じている産婦人科医は78.2%
- 精神科医療機関では「精神疾患をもつ妊産婦を診察できない」が52%以上で、理由は「産婦人科医との連携がない」が最多

■国事業「妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業」

都道府県の拠点病院等にコーディネーターを配置し、精神科・産科、地域の関係機関と連携したネットワークの構築を図る

令和7年度の取組

妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク体制構築のため、以下の取組を実施

令和7年度予算額
27百万円

妊産婦メンタルヘルス検討会

妊産婦メンタルヘルスの課題等の共有・必要な支援策を推進するためのヒアリング・検討会を実施

実態把握

精神面が気になる妊産婦の診察や支援に関する課題
産科・精神科医療機関、区市町村の連携実態や課題 等

妊産婦メンタルヘルス対策に資する母子保健施策の検討

精神科医療機関調査・検索システム構築

都内の精神科医療機関へ妊産婦の受入れ可否等の調査を行い、地図や条件等で検索できるシステムを構築

別添 8

産婦健康診査事業

1 事業目的

産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後 2 週間、産後 1 か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）（以下「産婦健康診査」という。）に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。

なお、本事業の実施に当たっては、（1）～（3）の要件を満たすこと。

- （1）産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等を行うこと。
- （2）産婦健康診査の結果が産婦健康診査を実施する病院、診療所及び助産所（以下「実施機関」という。）から市町村へすみやかに報告されるよう体制を整備すること。
- （3）産婦健康診査の結果、支援が必要と認められる産婦に対して、別添 4「産後ケア事業」による支援を行うこと。

3 対象者

出産後間もない時期の産婦とする。

4 対象となる産婦健康診査

（1）内容

- ① 健康状態・育児環境の把握（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴、子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
- ② 体重・血圧測定
- ③ 尿検査（蛋白・糖）
- ④ 産婦の精神状況に応じて、ツールを用いた客観的なアセスメントを行うこと

（2）回数

対象者 1 人につき 2 回以内とする。

5 産婦健康診査の実施等

- （1）本事業の実施に当たり、市町村は実施機関として適当と認められるものに委託するものとする。
- （2）産婦健康診査の結果が速やかに市町村に報告されるよう、市町村は実施機関との連携体制の整備を図ること。
- （3）産婦健康診査の結果を踏まえ、「産後ケア事業の実施について」（令和 7 年 3 月 26 日こ成母第 228 号）に基づいて行う産後ケア事業による支援が必要と認められる場合には、すみやかに対象者に当該事業を実施すること。
また、必要に応じて訪問指導等を実施すること。

6 費用の請求

実施機関が、本事業における産婦健康診査を行った場合のこれに要した費用の請求は、

産婦健康診査1回当たり5千円を上限として、市町村長に行うものとする。

7 留意事項

- (1) 本事業の対象者が居住地以外の実施機関において産婦健康診査を受診する場合等、産婦健康診査を実施機関へ委託して行うことが困難な場合については、2(1)～(3)を満たす場合に限り、産婦健康診査にかかる費用を対象者へ直接助成することを認める。
- (2) 対象者が母子同伴で産婦健康診査を受診する場合には、適宜、子の発育状況や栄養状態等について把握することが望ましい。
- (3) 本事業の対象となる者には、死産及び流産した者を含むこと。
- (4) 産婦の心身の状態に応じ、産後ケア事業、精神科等と連携できるような連携体制を整備することが望ましい。

	2 妊娠・出産包括支援緊急整備事業 ※本事業のみの実施も可能とする。 ・産前・産後サポート事業の実施場所の修繕 1 施設当たり 3,240,000 円 ・産後ケア事業の実施場所の修繕 1 施設当たり 7,560,000 円 3 こども家庭センター(旧子育て世代包括支援センター機能部分) 開設準備事業 1 市町村当たり 3,791,000 円 ○都道府県事業 ・妊娠・出産包括支援推進事業 1 都道府県当たり 1,381,400 円 ・産後ケア事業を、市町村の共同で実施することを推進する場合の加算 1 都道府県あたり 338,000 円		
産婦健康 診査事業	5,000 円×実施回数 (対象者 1 人につき 2 回を限度とする。)	産婦健康診査事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2 分の 1
新生児聴 覚検査体 制整備事 業	1 新生児聴覚検査体制整備事業 1 都道府県当たり 2,373,400 円 2 新生児聴覚検査管理等事業 1 都道府県当たり 10,000,000 円 3 聴覚検査機器購入支援事業 3,600,000 円×医療機関数	新生児聴覚検査体制整備事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2 分の 1
予防のた めのこど もの死亡 検証体制 整備モデ ル事業	1 都道府県当たり 13,156,620 円	予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷	10 分の 10

とうきょうママパパ応援事業実施要綱（産婦健康診査事業抜粋）

2 - 6 産婦健康診査事業

(1) 目的

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復、授乳状況、精神状態の把握等を行う健康診査（以下「産婦健康診査」という。）に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

(2) 事業内容

本事業の実施に当たっては、次のアからウまでの要件を満たすこと。

- ア 産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等を行うこと。
- イ 産婦健康診査の結果が産婦健康診査を実施する病院、診療所及び助産所（以下「実施機関」という。）から区市町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
- ウ 産婦健康診査の結果、支援が必要と認められる産婦に対して、本要綱2-3に規定する産後ケア事業又は訪問指導等の区市町村の実情に応じた支援策を実施すること。

(3) 対象者

出産後間もない時期の産婦

(4) 対象となる産婦健康診査

ア 内容

- (ア) 問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等）
- (イ) 診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
- (ウ) 体重・血圧測定
- (エ) 尿検査（蛋白・糖）
- (オ) 産婦の精神状況に応じて、ツールを用いた客観的なアセスメントを行うこと。

イ 回数

対象者1人につき2回以内とする。

(5) 産婦健康診査の実施等

- ア 本事業の実施に当たり、区市町村は実施機関として適当と認められるものに委託すること。
- イ 産婦健康診査の結果が速やかに区市町村に報告されるよう、区市町村は実施機関との連携体制の整備を図ること。
- ウ 産婦健康診査の結果を踏まえ、支援が必要と認められる場合には、速やかに対象者に本要綱2-3に規定する産後ケア事業又は訪問指導等の区市町村の実情に応じた支援策を実施すること。

(6) 費用の請求

実施機関が、本事業における産婦健康診査を行った場合のこれに要した費用の請求は、産婦健康診査1回当たり5千円を上限として、区市町村長に行うものとする。

(7) 留意事項

- ア 本事業の対象者が居住地以外の実施機関において産婦健康診査を受診する場合等、産婦健康診査を実施機関へ委託して行うことが困難な場合については、(2)のアからウまでの要件を満たす場合に限り、産婦健康診査に係る費用を対象者へ直接助成することを認める。
- イ 対象者が母子同伴で産婦健康診査を受診する場合には、適宜、子の発育状況や栄養状態等について把握することが望ましい。
- ウ 本事業の対象となる者には、死産及び流産した者を含むこと。
- エ 産婦の心身の状態に応じ、産後ケア事業、精神科等と連携できるような連携体制を整備することが望ましい。

とうきょうママパパ応援事業補助金交付要綱（産婦健康診査抜粋）

別表

1 区分		2 基準額	3 対象経費	4 補助率
2 任意 事業	2-6 産婦健康診査事業 *注 6	(1) 産後ケア事業を実施しない場合 5,000 円×実施回数 (対象者 1 人につき 2 回を限度とする。) (2) 産後ケア事業を実施する場合 2,500 円×実施回数 (対象者 1 人につき 2 回を限度とする。)		1 / 2

*注 6 「とうきょうママパパ応援事業実施要綱」に基づく産婦健康診査事業として実施した場合に補助する。

産婦健康診査及び1か月児健康診査に係る実施状況調査（概要）

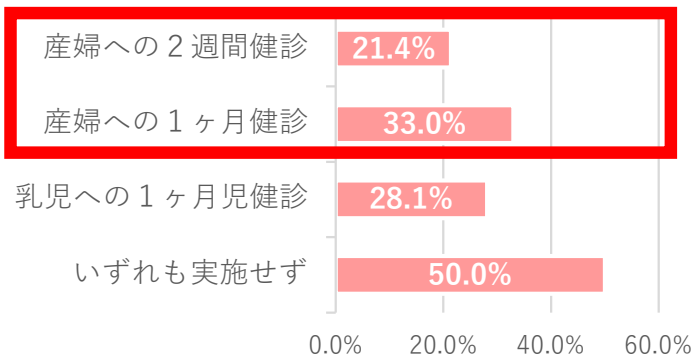
参考資料 3

第1回産婦健康診査に係る都内共通受診方式の導入に向けた検討会資料

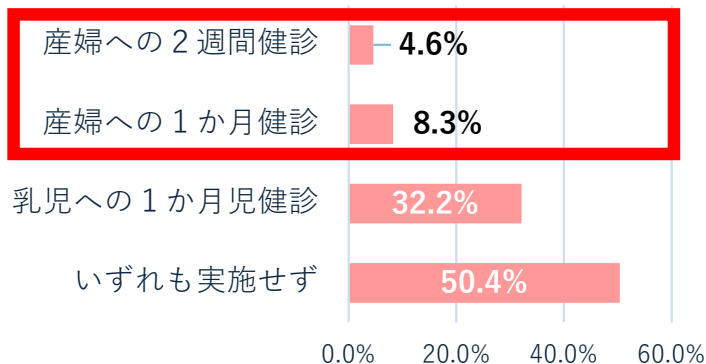
【実施方法】	郵送調査（グーグルフォーム・メール・FAXで回答）		
【調査対象】	都内で産婦人科、小児科を標榜している医療機関及び助産所（産婦人科・助産所と小児科で別に調査）		
【調査期間】	10月2日（水）～11月11日（月）		
【対象施設数】	<産婦人科・助産所> 921施設	<小児科> 2,380施設	
【回答施設数】	<産婦人科・助産所> 224施設	<小児科> 564施設	
【回答率】	<産婦人科・助産所> 24.3%	<小児科> 23.7%	

① 実施している健診

<産婦人科・助産所>

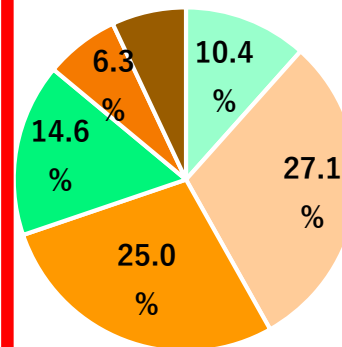


<小児科>



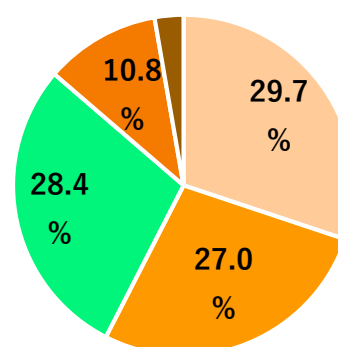
② 受診費用

ア 産婦2週間健診



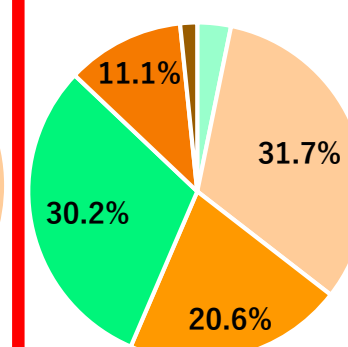
平均単価：4,498円

イ 産婦1か月健診



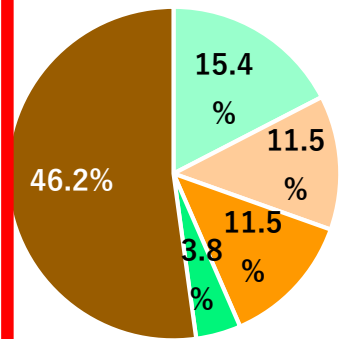
平均単価：5,362円

ウ 乳児1か月児健診



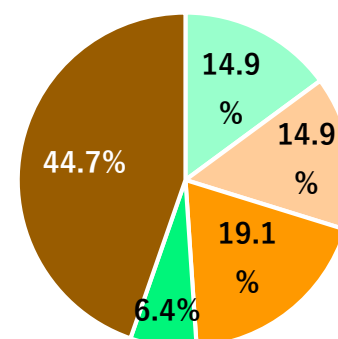
平均単価：5,323円

ア 産婦2週間健診



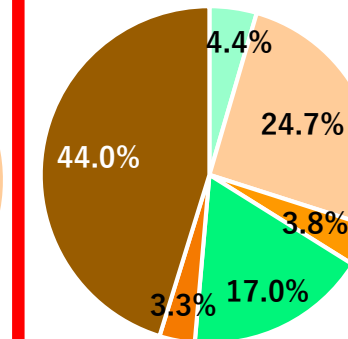
平均単価：3,337円

イ 産婦1か月健診



平均単価：5,650円

ウ 乳児1か月児健診

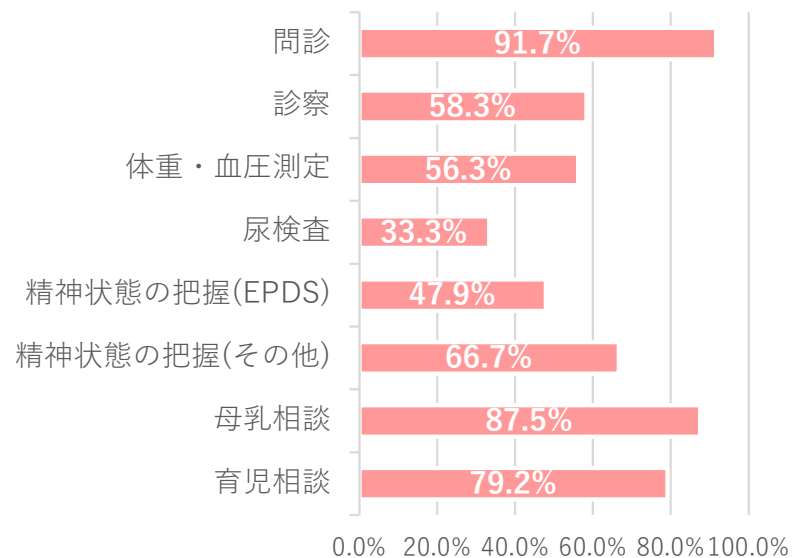


平均単価：4,661円

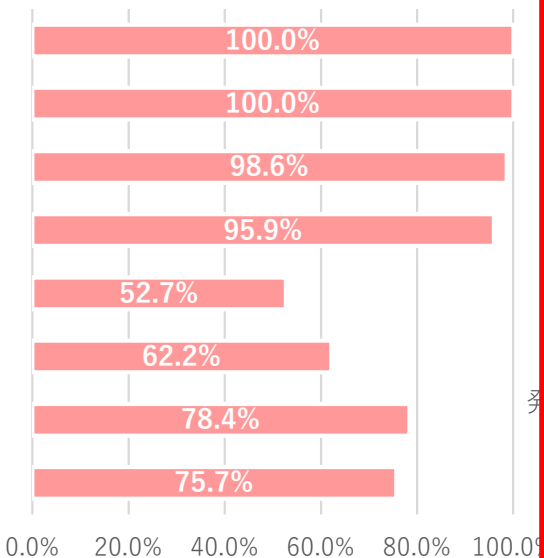
③ 健診の実施内容

<産婦人科・助産所>

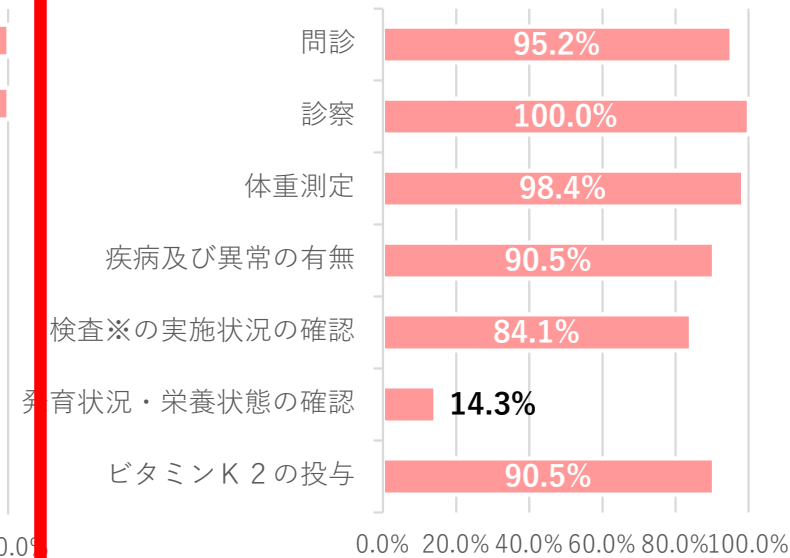
ア 産婦 2 週間健診



イ 産婦 1 か月健診

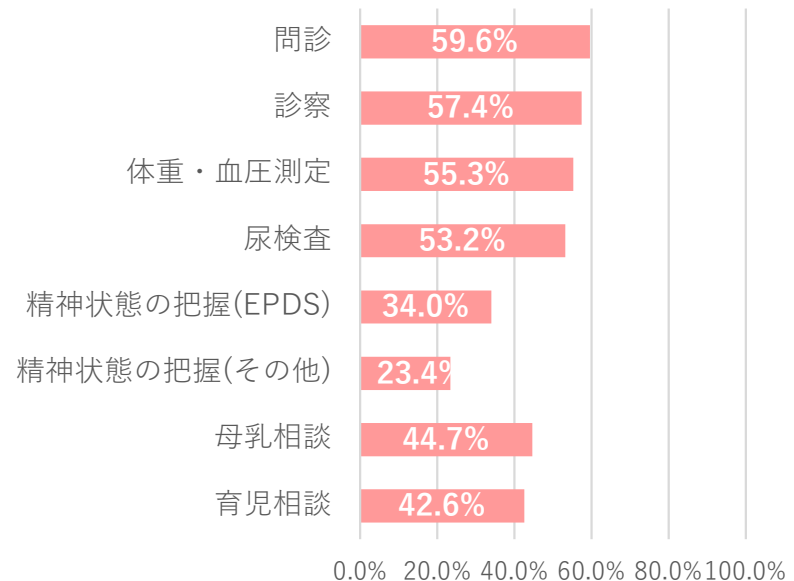


ウ 乳児 1 か月児健診

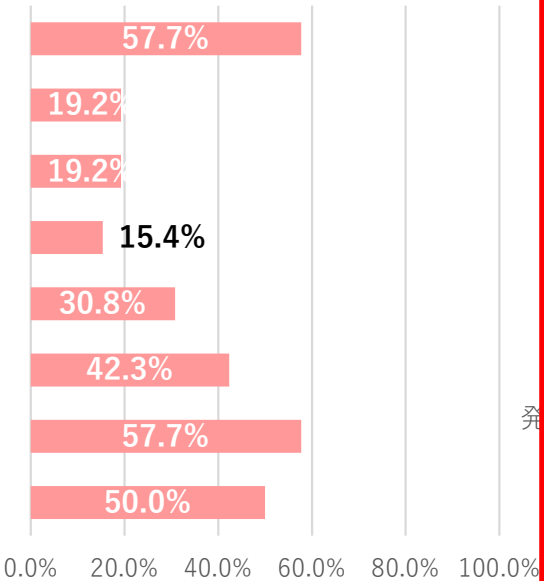


<小児科>

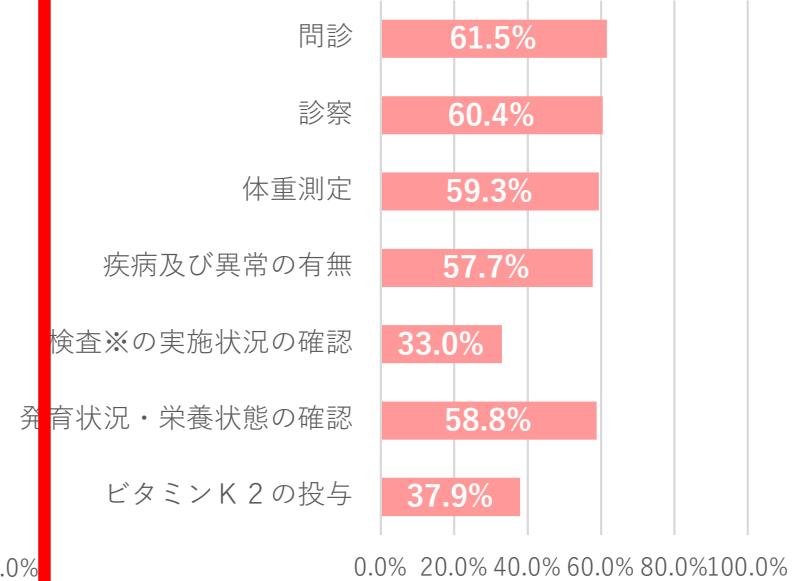
ア 産婦 2 週間健診



イ 産婦 1 か月健診



ウ 乳児 1 か月児健診

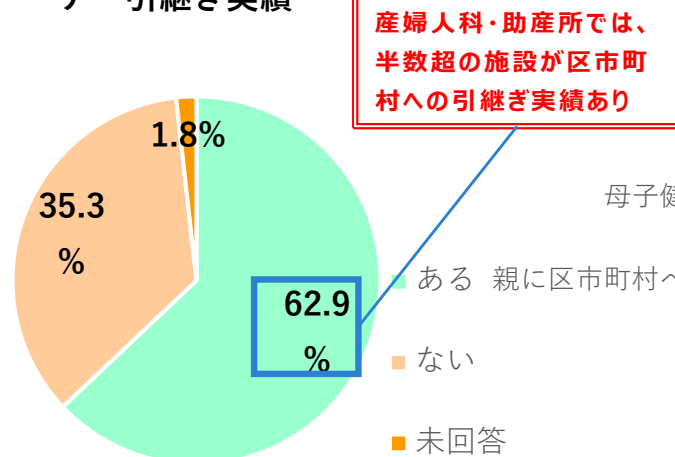


※検査：新生児聴覚検査、先天性代謝異常等検査

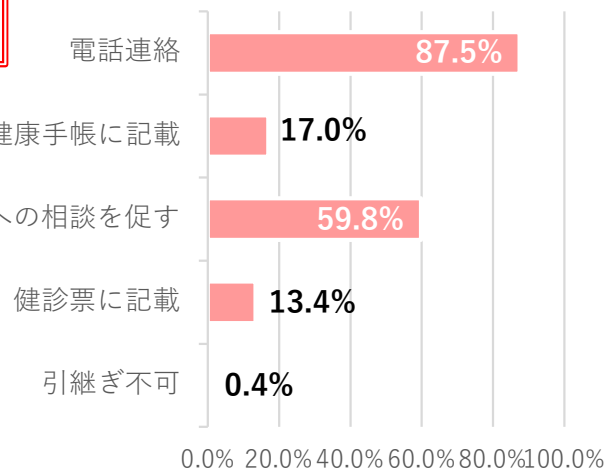
④ 支援が必要な方の区市町村への引継ぎ

<産婦人科・助産所>

ア 引継ぎ実績

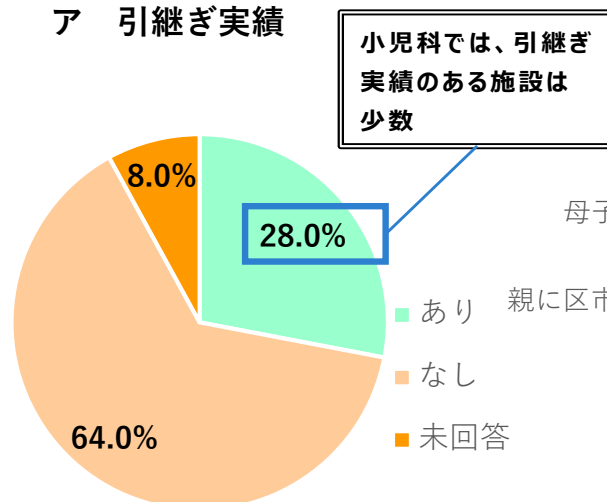


イ 引継ぎ方法

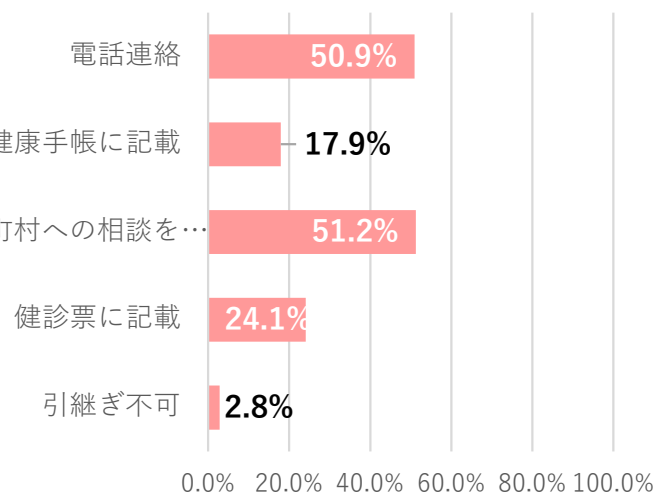


<小児科>

ア 引継ぎ実績



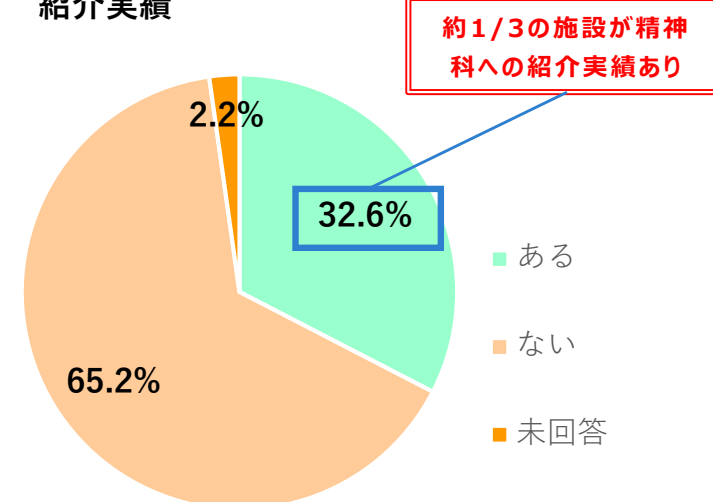
イ 引継ぎ方法



⑤ 精神科医療機関への紹介

<産婦人科・助産所>

ア 紹介実績



イ 紹介可否

